

臨時福祉給付金

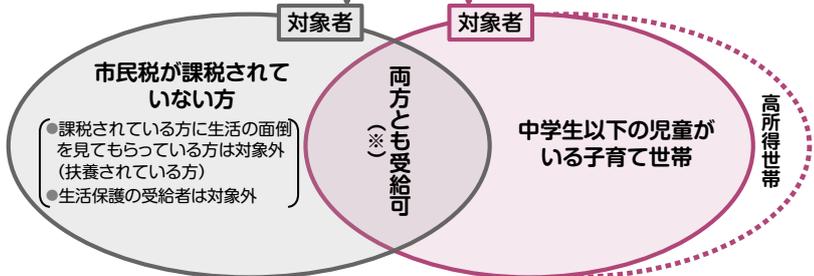
所得の低い方の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

消費税率の引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施します。



(※) 平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、2つの給付金を両方とも受け取ることができます。

「臨時福祉給付金」 「子育て世帯臨時特例給付金」 支給のお知らせ



消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、市では平成27年度においても臨時的な給付措置として「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」と「子育て世帯臨時特例給付金」の支給を予定しています。

現在、対象となる方からの申請により給付できるよう準備を進めています。対象となる方への具体的な申請手続き方法は、あらためて「広報たかやま」でお知らせする予定です。

臨時福祉給付金

●対象となる方

平成27年度分の市民税(均等割)が課税されない方で、基準日(平成27年1月1日)に高山市の住民基本台帳に登録されている方です。

ただし、課税者の扶養となっている方や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

●給付額

対象者1人につき6千円

※今年度は平成26年度にありました加算措置がありません。

問合先 福祉課 ☎35-31339
広報ID 1005573

子育て世帯臨時特例給付金

●対象となる方

高山市から平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)を受給される方です。

●給付対象の児童

平成27年6月分の児童手当の対象児童です。

※臨時福祉給付金の対象者も対象となります。

●給付額

対象児童1人につき3千円

問合先 子育て支援課 ☎35-31440
広報ID 1005573

共通事項

●申請手続

申請受付期間などはあらためてお知らせしますが、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の申請受付期間は異なる予定です。

支給時期

いずれの給付金においても、支給時期は10月以降となります。

振り込み詐欺にご注意ください!



今回の臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の手続きを装った「振り込み詐欺」や「個人情報不正な取得」などには、十分ご注意ください。

市では、給付金の給付のために手数料を求めたり、キャッシュコーナーでの機械操作をお願いすることは絶対にありません。

※詳細については、厚生労働省のホームページでもご覧いただけます。
<http://www.mhlw.go.jp/>

問合先 消費生活相談窓口(市民活動推進課内)
☎35-34412
高山警察署
☎32-0110